

ガソリンの詰め替え販売について

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区のアニメーション制作会社において、極めて重大な人的被害を伴う爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑制するため、令和2年2月1日からガソリンを容器に詰め替えて販売する際に、本人確認等を行うことが義務化となりました。

ガソリンスタンドでガソリンを購入する際には、ガソリンの危険性について十分理解し未然に事件事故を防ぐため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

1、給油取扱所（ガソリンスタンド）事業者のみなさまへ

- (1) ガソリンを容器で詰め替え販売する際は、販売日、身分証の確認（本人の確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの公的機関が発行する写真付きの証明書）、具体的な使用目的を確認してください。
- (2) 販売した数量等、販売記録を作成し、1年を目安にこれを保存してください。
- (3) ガソリンの容器への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶）を用いて行ってください。
- (4) 不審者を発見した際は、最寄りの警察署へ通報してください。

販売した数量、
購入目的の記録



消防法令に適合
した容器で詰め
替えを行う



身分証の確認

2、ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

- (1) ガソリンを購入する際は、消防法令に適合した携行缶を準備してください。
- (2) ガソリンを携行缶で購入希望される際は、身分証の提示や使用目的の確認が行われます。
- (3) セルフガソリンスタンドでは、顧客自らがガソリンを携行缶に給油することはできません。
- (4) ガソリンスタンドでも、会社の方針でガソリンの詰め替え販売をおこなっていないところもあります。

3、ガソリンの取扱いについての注意

ガソリン携行缶を正しく使うポイント

- (1) ガソリンは気温が-40℃でも気化し、小さな火源でも離れていても引火し、爆発する物質です。
- (2) 灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れることはできません。
- (3) ガソリンを携行缶に入れて、長時間、または不必要に保管することは極力控えてください。
- (4) ガソリン噴出は事故につながりますので、取扱いには十分注意してください。
- (5) ガソリン携行缶は、「試験確認済証」のラベルのついた製品を選びましょう。

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、
消防法で ① **顧客の本人確認**
② **使用目的の確認**
③ **販売記録の作成**
を行うことが義務づけられています。



本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

消防庁 警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<http://www.ktrn.go.jp/notice/government/gasoline/>

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、
消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。



本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

ガソリンを取り扱うときの注意事項

- 灯油用携行缶へガソリンを入れることはできません!!
- ガソリン携行缶の安全を確認
★フタの閉鎖を確認
★エンジン停止
★エコモードにする
★風通しの確保を怠らない
- セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石油連盟 全農 消防庁

本改正に関する詳しい情報は
<http://www.ktrn.go.jp/notice/government/gasoline/>